

LPガスの調達に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と社団法人岡山県エルピーガス協会（以下「乙」という。）とは、県内に地震、風水害その他による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の緊急用LPガスの調達について、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（LPガスの範囲）

第2条 この協定の対象となる緊急用LPガスは、容器、カセットコンロ、燃焼機器等LPガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

（要請）

第3条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。

（1）岡山県において災害が発生し、市町村からLPガスの調達のあつせんを求められたとき又は自ら調達の必要を認めたとき。

（2）岡山県外の災害に関し、国又は関係都道府県からLPガスの調達のあつせんを求められたとき。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために、速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（搬送及び引渡し）

第5条 乙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

(価格)

第6条 乙は、災害発生直前における適正な価格で緊急用LPガスを供給するものとする。

(代金の支払)

第7条 乙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と乙との協議によるものとし、甲は、その支払に責任を負うものとする。

(現有数量の把握)

第8条 乙は、毎年4月1日現在の供給可能なLPガスの数量を把握しておくものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成10年1月16日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年1月16日

甲 岡 山 県

岡山県知事 石 井 正



乙 社団法人岡山県工

会 長 浅

